

## 第6章 整備構想

### 6 - 1 整備構想の位置付け

これまで本市では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」および「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、不特定多数の人々が利用する道路、公園、公共建築物、民間建築物などのバリアフリー化に取り組んできました。さらに今後は、「交通バリアフリー法」の主旨に基づき、移動にかかる旅客施設、車両や歩行者空間についての整備を、重点的かつ一体的に進めていく必要があります。

本整備構想では、交通バリアフリー法に基づく整備を中心としつつ、関連する施設や整備計画も踏まえながら、整備にかかる基本的な考え方を示すとともに、実施すべき整備事業メニューを公共交通機関（鉄道）、道路、信号・交差点や共通事項（バスを含む）に分けて示しています。

### 6 - 2 整備の基本的な考え方

基本理念と基本的な方向性に基づき、鉄道駅を中心とした駅周辺において交通バリアフリーに関する整備を重点的に進めるため、重点整備地区と特定経路を設定します。重点整備地区内の特定経路では、国、府の各種基準や関連のガイドラインなどに沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするためにできる限り市民や高齢者・身体障害者などのニーズを反映した整備を行うものとします。また、各事業者・行政関係者間で相互の連携を図っていきます。

#### < 公共公益施設選定の考え方 >

重点整備地区の区域を設定するにあたっては、特定旅客施設である鉄道駅の各々を中心とした徒歩圏（概ね 500～1,000m）で相当数の高齢者、身体障害者を含む多くの市民が利用すると見込まれる「公共公益施設」を含む範囲を基本とします。なお、公共公益施設の選定にあたっては、事前に実施した当事者アンケートの回答結果や各種法令等の内容を参考としつつ地区の事情を踏まえて、表 6 - 1 に示す対象を基本として設定しました。

表 6 - 1 対象とした公共公益施設

	対象とした施設	J R千里丘駅周辺	阪急正雀駅周辺
官公庁施設など	市役所 公民館等 文化交流施設等	千里丘市民サービスセンター 市民ギャラリー 摂津警察署 市民文化ホール 市民体育館	正雀市民サービスセンター 正雀市民ルーム 安威川公民館 市民図書館
福祉施設	障害者福祉施設等	総合福祉会館 保健センター 女性センター バクの家 地域子育て支援センター	
商業施設	大規模な商業施設等		
医療施設	大規模な病院等	千里丘中央病院 摂津医誠会病院 休日応急診療所	
その他の施設	公園等		大阪人間科学大学 大阪薫英女子短期大学 庄屋公園

< 特定経路および準特定経路の考え方 >

今後、優先的にバリアフリー整備を行うべき経路として、「特定経路」と「準特定経路」を設定しました。

特定経路の設定にあたっては、駅を中心とした半径 1,000m 圏内を駅周辺地区の徒歩圏と考え、その中で、鉄道駅と公共公益施設を結ぶ主要な経路であり、また、駅周辺の歩行空間ネットワークとしても重要な経路を選定しました。特定経路については、今後、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や各種ガイドラインに基づいた整備を図っていくものとします。

準特定経路の設定にあたっては、駅を中心とした半径 1,000m 圏内で、公共性が高い施設や高齢者、身体障害者などの当事者の利用が多く見込まれる施設を鉄道駅と結ぶ経路で徒歩利用を想定した歩行者空間の整備が望ましいと考えられる経路、あるいは、上記で特定経路の補助経路としての利用が見込まれる経路などを選定しました。準特定経路については、まずは当面実施できるところから整備を図っていくものとしませんが、長期的には、移動円滑化基準への適合などさらに整備の質を向上させていくよう努めていくものとします。

表 6 - 2 特定経路および準特定経路の考え方

	特定経路	準特定経路
設定場所	鉄道駅を中心とした半径 1,000m 圏内（主に徒歩利用）	・ 鉄道駅を中心とした半径 1,000 m 圏内（主に徒歩利用） ・ 特定経路の補助経路としての利用が見込まれる経路
設定の考え方	・ 鉄道駅と公共公益施設を結ぶ主要な経路 ・ 駅周辺地区のネットワークとして重要な経路	・ 公共性の高い施設や高齢者、身体障害者などの当事者の利用が多く見込まれる施設を鉄道駅と結ぶ経路（特定経路の補助経路も含む） ・ 徒歩利用を想定した歩行者空間の整備が望ましい経路
整備の基準	交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や各種ガイドライン	（左記基準等を参考に、実施可能な整備から実施していく。）

< 重点整備地区の区域設定の考え方 >

特定経路および準特定経路を含む範囲を、重点整備地区の区域として設定しました。

なお、区域の境界は、市境、町丁目界、主要道路、河川・鉄道などを基本としています。

6 - 3 重点整備地区の区域と特定経路等

J R 千里丘駅周辺地区および阪急正雀駅周辺地区の重点整備地区の区域と特定経路等を図 6 - 1 に示します。

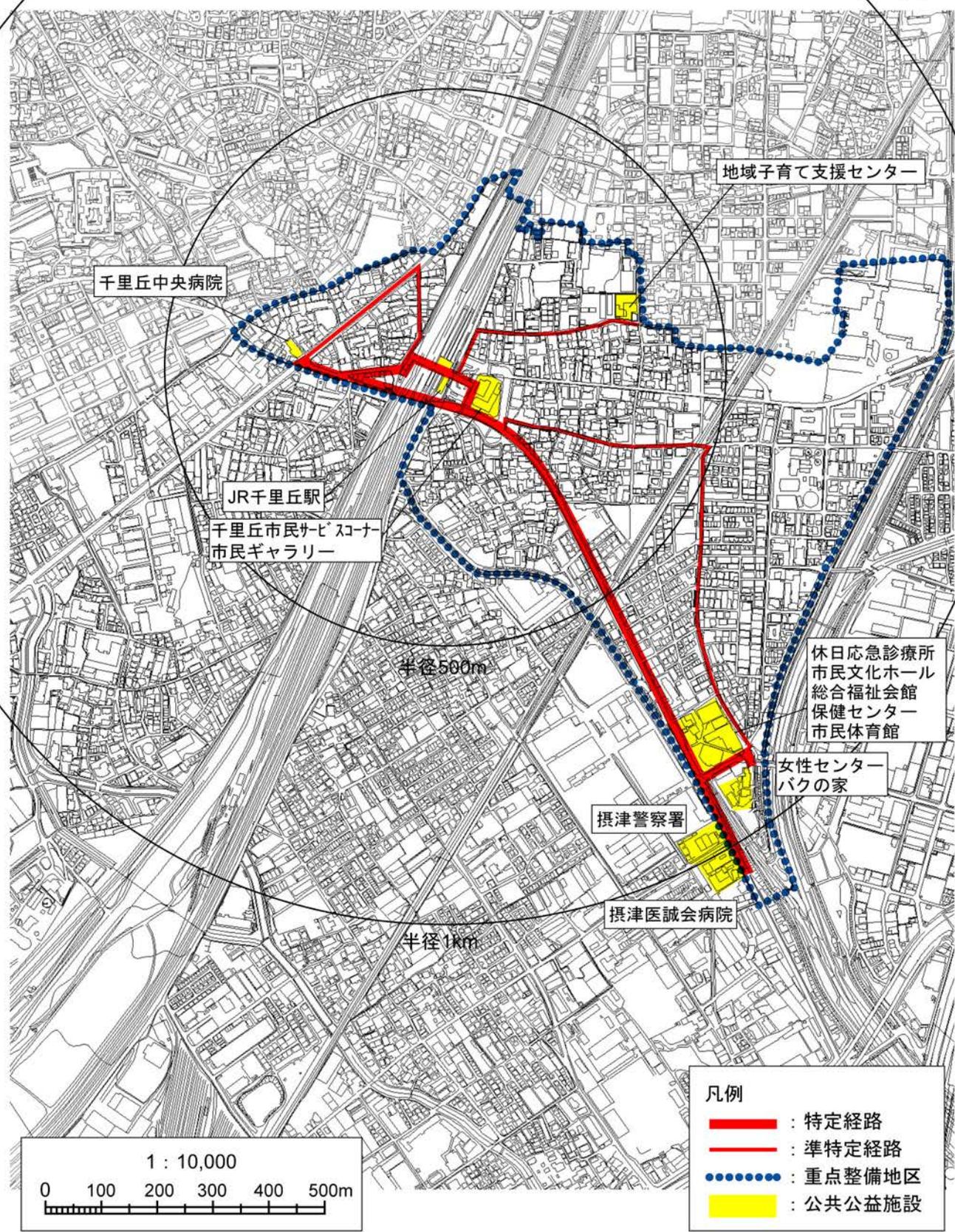


図6-1(1) 重点整備地区および特定経路等（JR千里丘駅周辺）

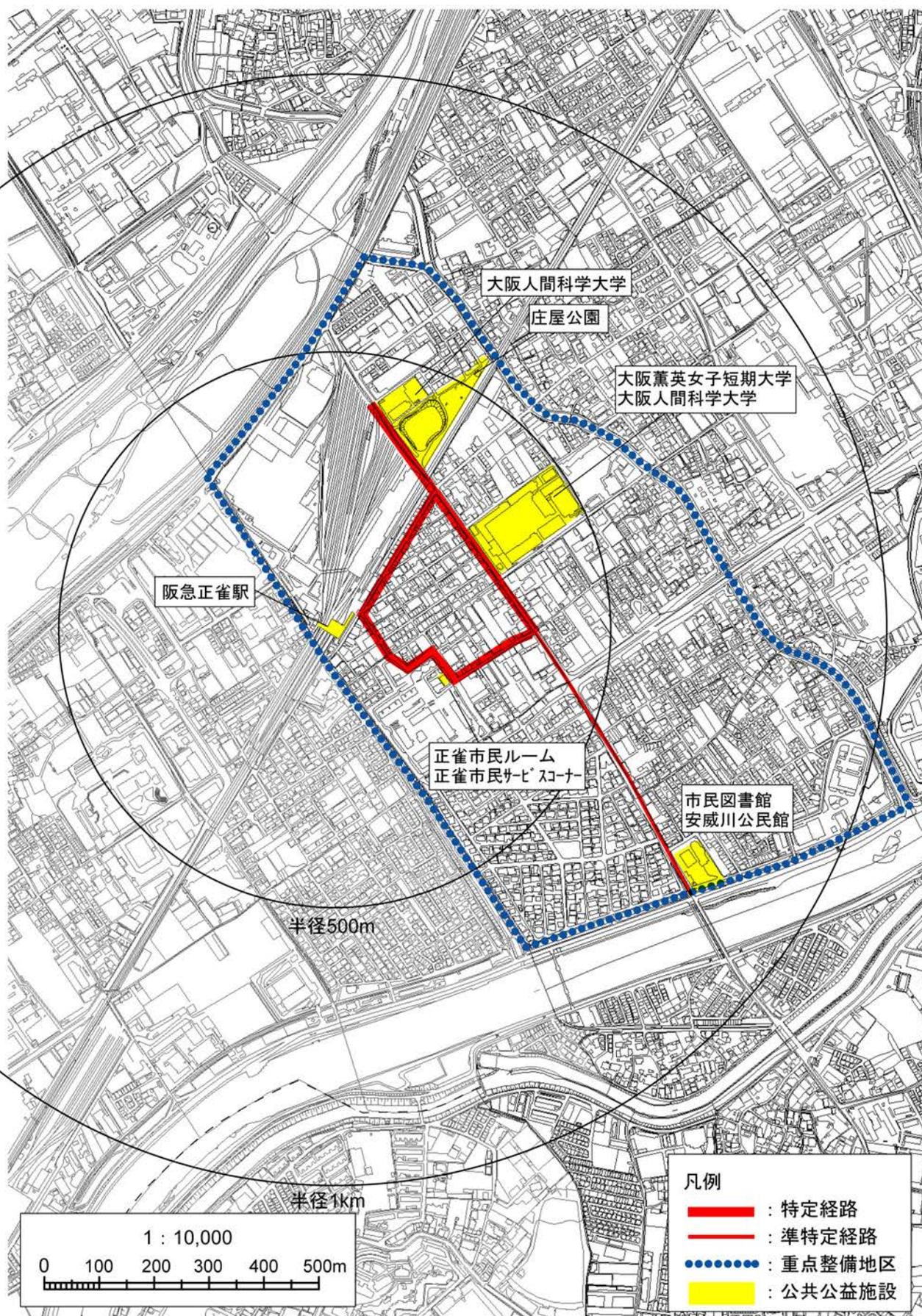


図6-1(2) 重点整備地区および特定経路等（阪急正雀駅周辺）

## 6 - 4 整備の方針

重点整備地区内における整備の方針を以下に示します。

### < 鉄道駅 >

特定旅客施設となる鉄道駅については、高齢者、身体障害者などの当事者を含む誰もが安全に安心して利用できるよう、JR千里丘駅、阪急正雀駅のバリアフリー化整備を行います。なお、整備内容や仕様については移動円滑化基準に適合させ、さらに各種ガイドラインなどの趣旨や内容を尊重しつつ、標準的なレベルからさらに望ましいレベルまで、整備の質の向上を図るよう努めます（表6 - 3 参照）。

表6 - 3 鉄道駅に関する基準

名称	発行年	発行者	法での扱い
移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準	平成 12 年 11 月	運輸省、建設省令	適合義務
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	平成 13 年 8 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 追補版	平成 14 年 12 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務
交通拠点のサインシステム計画ガイドブック	平成 10 年 3 月	国土交通省 交通エコロジー・モビリティ財団	努力義務

整備内容については以下を基本とします。

#### 移動経路の円滑化

○高齢者、身体障害者などの当事者を含む誰もが公共用通路からホームまで安全に安心して移動ができるよう、移動円滑化された経路を1経路以上確保します。エレベーターやエスカレーターの設置にあたっては、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者などの当事者の利用に配慮した構造とするよう努めます。

- ・エレベーターの設置
- ・エスカレーターの設置
- ・階段の改良（2段手すりの設置、踏み面端部の段鼻の明度差など）
- ・既存エレベーター・エスカレーターの運転時間延長（JR千里丘駅）
- ・駅前空間の段差解消（阪急正雀駅）

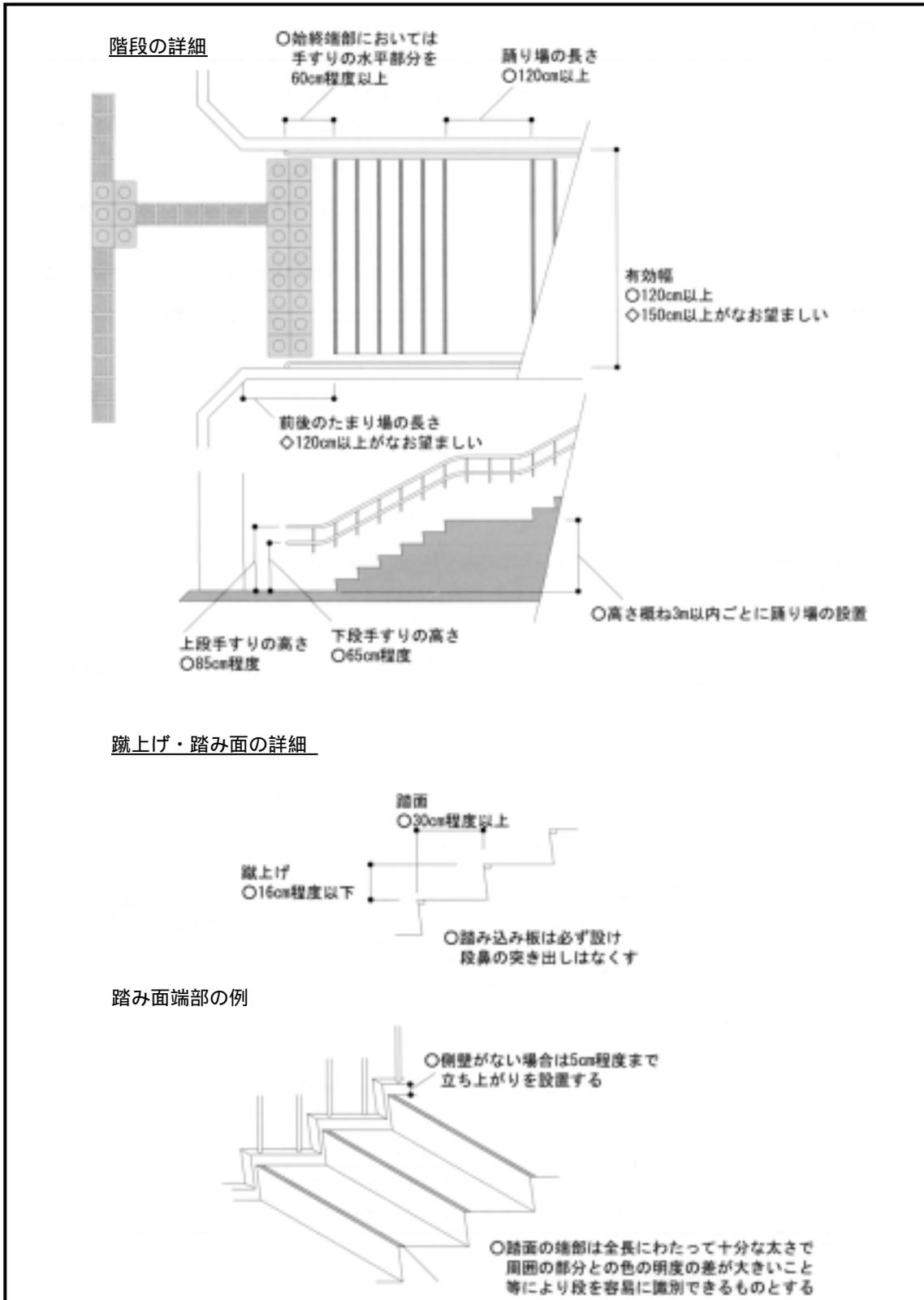


図6 - 2 階段および蹴上げ・踏み面の詳細（参考）  
 （資料：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」  
 （交通エコロジー・モビリティ財団、平成13年8月））



## 施設・設備の改良

○自動券売機には、車いす利用に配慮してカウンター下部への蹴込みを確保します。

○自動改札機の乗車券挿入口が識別しやすいよう縁取り表示します。

みどりの窓口のカウンター（JR千里丘駅）は、車いす利用に配慮してカウンター下部への蹴込みを確保します。

通過列車用ホームの転落防止柵を改良します（JR千里丘駅）。

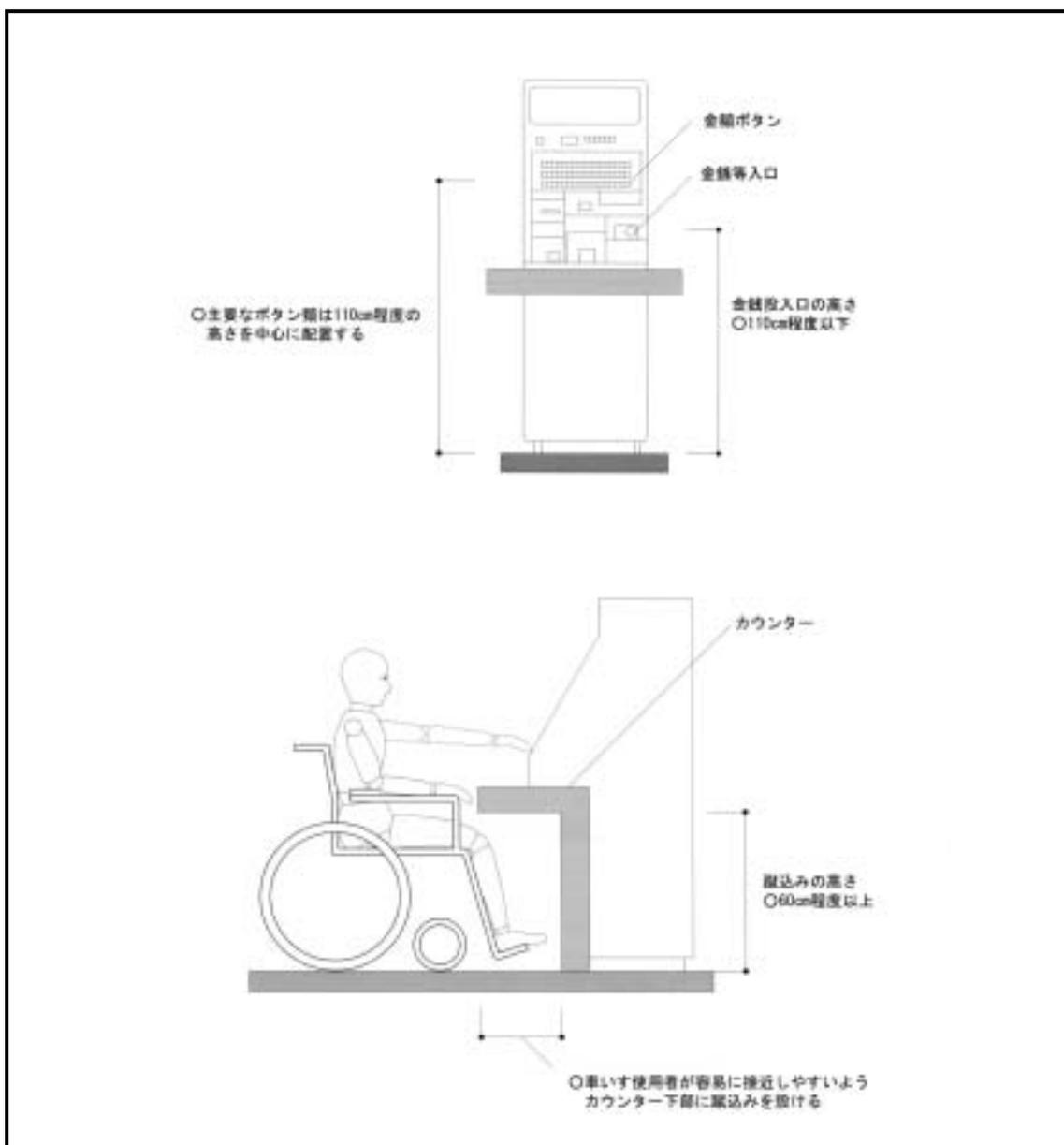


図6 - 4 券売機の例（標準的なプラン）（参考）  
（資料：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」  
（交通エコロジー・モビリティ財団、平成13年8月））

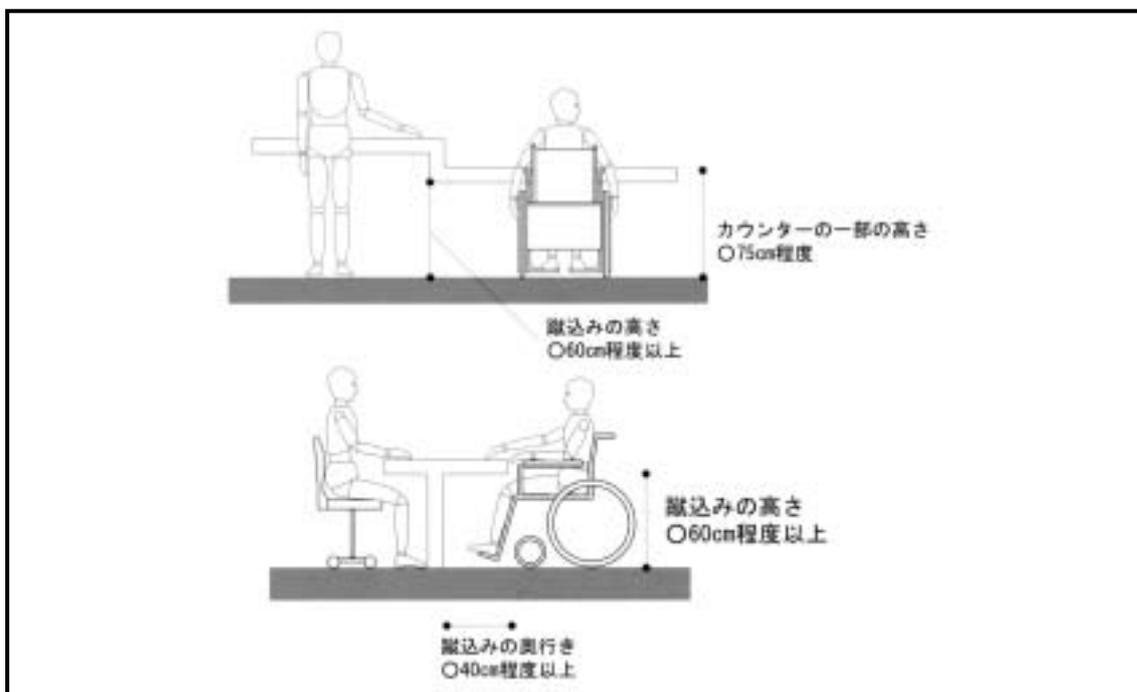


図6 - 5 カウンターの例（参考）

（資料：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」  
（交通エコロジー・モビリティ財団、平成13年8月））

#### 案内情報のわかりやすさの向上

○視覚障害者の方への適切な案内表示ができるよう、点字案内板の設置、視覚障害者誘導用ブロックの改善を行います。

ホームの情報案内板を電光式のものに改善します（阪急正雀駅）。

#### バリアフリー教育

○駅員に対して継続的に、高齢者、身体障害者など当事者に対する接遇や介助方法についての教育訓練を行います。

## <道路>

重点整備地区内において定めた特定経路と準特定経路については、誰もが安全で安心して移動できるよう、今後、優先的にバリアフリー整備を進めていきます。

特定経路の整備にあたっては、従来の法令や整備基準に加えて、移動円滑化基準への適合を図っていきます。さらに各種ガイドラインなどの趣旨や内容を尊重しつつ、質の高い整備を行っていきます（表6 - 4参照）。

準特定経路の整備にあたっては、当面実施できる整備から進めていきますが、長期的には移動円滑化基準への適合などさらに整備の質の向上を目指していきます。

表6 - 4 バリアフリー整備に関する道路の基準

	名称	発行年	発行者	法での扱い
特定経路	重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成12年11月	建設省令	適合義務
	道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成15年1月	国土交通省道路局	努力義務

整備内容については、以下を基本とします。

- <共>・・・特定経路と準特定経路いずれにも適用する項目
- <特>・・・特定経路のみに適用する項目
- <準>・・・準特定経路のみに適用する項目

### 歩道の有効幅員の確保

<共> 歩道の有効幅員を確保するため、歩道の新設や拡幅、道路付属物・占有物の移設・集約、側溝の改良などを行います。

<特> 最低有効幅員は、車いすがすれ違える2mとします。

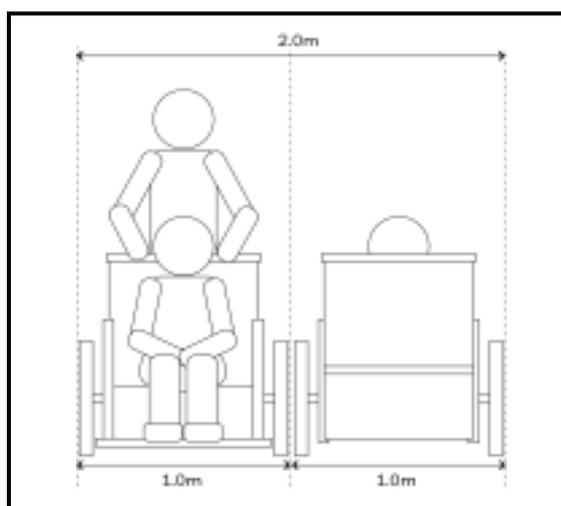


図6 - 6 歩道有効幅員の考え方（参考）

### 勾配の改善

<特> 車いす利用者の移動に配慮し、原則として縦断勾配は5%以下、横断勾配は1%以下とします。ただし、沿道建物敷地の高さや地形的制約によりやむを得ない場合は、縦断勾配8%以下、横断勾配2%以下とすることとします。

<準> 原則として縦断勾配は8%以下、横断勾配は2%以下としますが、整備可能な経路については縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下となるよう努めます。

### 横断歩道に接続する歩道

<特> 横断歩道に接続する歩道の縁端においては、車いす利用者が円滑に展開できる構造とし、縁端の段差は2cmを標準とします。

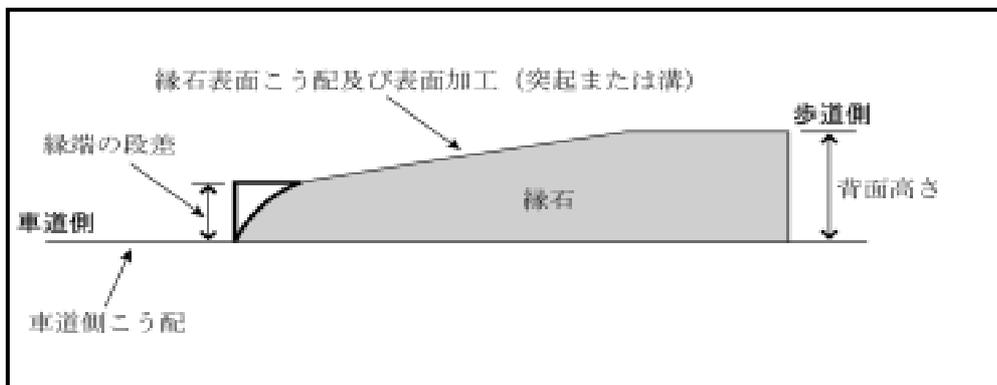


図6-7 歩車道境界に用いられる縁端構造（参考）

（資料：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
（財団法人国土技術研究センター、平成15年1月））

<特> 横断歩道に接続する歩道について、進行方向上に雨水ますが存在する場合は、車いすのキャスター、白杖の先、ハイヒールなどが落ち込むことのないよう配慮します。

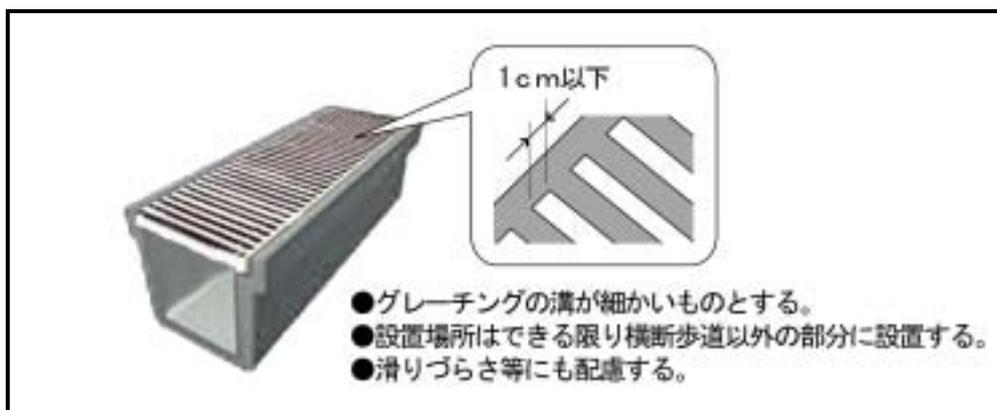


図6-8 歩車道境界に用いるグレーチングの例（参考）

（資料：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
（財団法人国土技術研究センター、平成15年1月））

### 歩道舗装の改良・修繕

< 共 > つまずきなどの事故防止のため、舗装の老朽箇所の補修、側溝蓋の改善などにより歩道上の段差の解消を行います。

### 視覚障害者誘導用ブロックの設置

< 共 > 歩道には、黄色その他の周囲の路面との輝度比<sup>\*</sup>)に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

\* ) 輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m<sup>2</sup>) / 路面の輝度 (cd/m<sup>2</sup>)

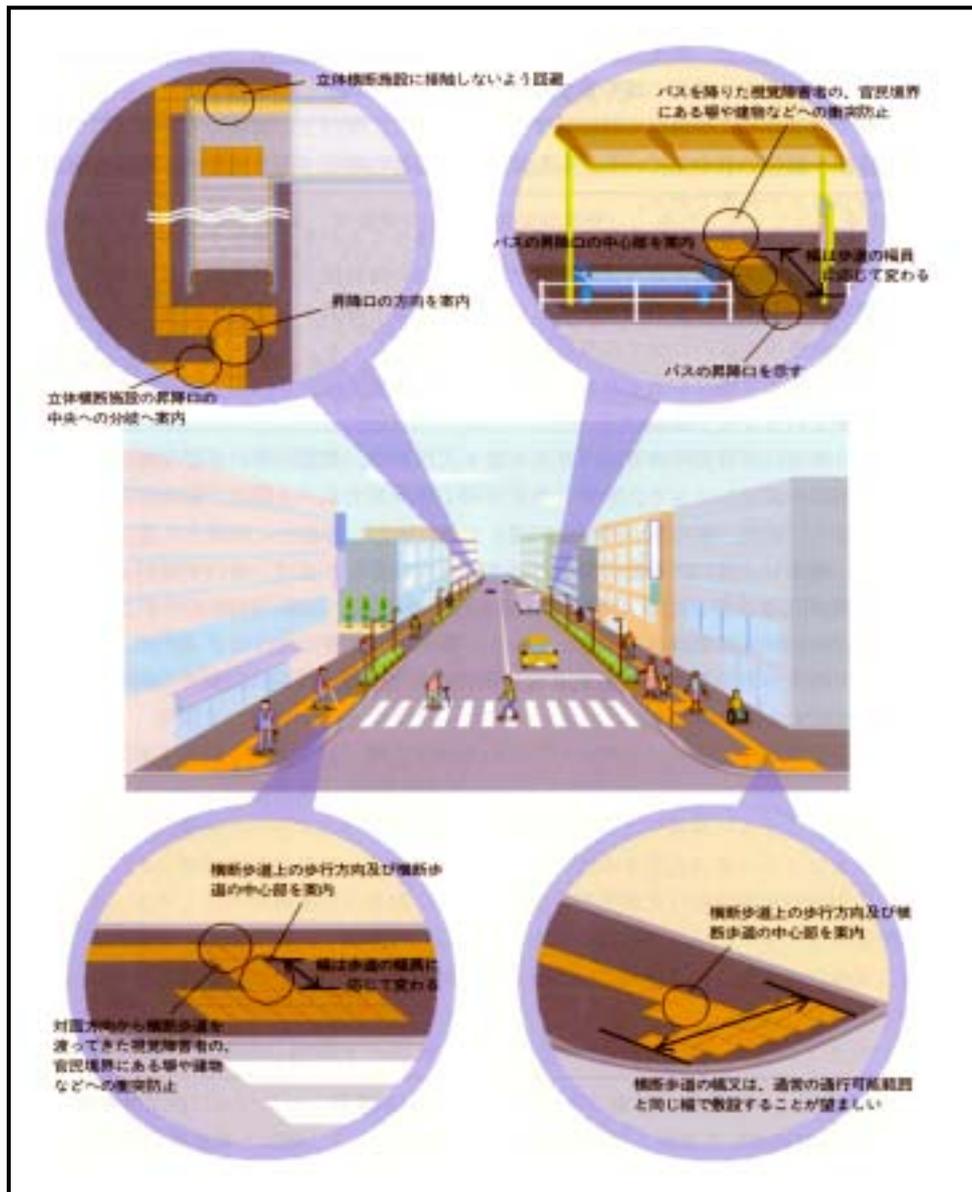


図 6 - 9 視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置した例 (参考)  
(資料:「道路の移動円滑化整備ガイドライン」  
(財団法人国土技術研究センター、平成 15 年 1 月))

### <信号・交通規制>

- 歩行者や自動車の利用状況や地域住民との協議を踏まえながら、交差点への歩行者用信号の新設、音響信号設備の設置を適宜行います。また、安全に横断できるよう歩行者用信号の時間を調整します。

### <バス事業>

#### バリアフリー教育

- 乗務員に対して継続的に、高齢者、身体障害者などの当事者に対する接遇や介助方法についての教育訓練を行います。

#### 案内情報の改善

- バス停の時刻表など案内情報の文字を大きくわかりやすい表示とします。

#### 低床車両の導入

- バス車両の新規導入にあたっては、ノンステップバスまたはワンステップバスを積極的に導入します。

### <その他>

#### 駅前周辺、歩道等

- 商業者と連携して、商品・看板のはみ出しを行わないよう努めます。
- 迷惑駐車や放置自転車の追放に努めます。

## 6 - 5 整備事業メニュー

各事業者と協議を行い、具体的な整備事業メニューの内容と整備目標時期を設定しました。

### < JR千里丘駅周辺地区の整備事業メニュー >

JR千里丘駅周辺地区の整備事業メニューの内容と目標時期を以下に示します。

なお、目標時期については、「短期：平成22(2010)年度までに整備」、「長期：平成22(2010)年度以降に整備」としています。

#### JR千里丘駅(駅広等を含む)

#### 公共交通特定事業<西日本旅客鉄道(株)>

	整備内容	目標時期		備考	
		短期	長期		
移動経路の円滑化等	改札内エレベータの設置			*1	
	改札内エスカレーターの設置			*1	
	構内階段の改良(2段手すり・踏み面端部の段鼻の明度差)			*1	
トイレの改良等(構内外)	車椅子対応トイレの改修検討			*2	
	旅客トイレの改修検討			*2	
プラットフォーム	電車とプラットフォームの段差及び隙間の解消		▶	*3	
	通過列車用ホーム転落防止柵の改良			*4	
施設・設備の改良等	窓口	カウンター下での十分な蹴込み(奥行き)の確保		*5	
		カウンターへの視覚障害者誘導用ブロックの設置		*5	
	自動券売機	カウンター下部への蹴込みの確保			*6
	改札口	自動改札機乗車券挿入口を識別しやすく縁取表示			*7
バリアフリー教育	職員に対するバリアフリー教育・研修の継続実施		▶		

\*1:国庫等補助可能時に整備。

\*2:移動円滑化基準に即した設備整備の検討。

\*3:現在のところ段差の解消は困難。駅員介助による対応を継続実施。

\*4:平成16年度中に整備。

\*5:設備改良時に整備。

\*6:券売機の開発状況に合わせ検討。

\*7:今後検討する。(シール等による挿入口の色付け)

#### その他の事業<摂津市・西日本旅客鉄道(株)>

	整備内容	目標時期		備考	
		短期	長期		
移動経路の円滑化等	東口	エレベーターの運転時間延長			
		エレベーターの構造改良 *外部から内部が見える構造とする			
		エスカレーターの運転時間延長			
		階段への2段手すりの設置			
	西口	エスカレーターの運転時間延長			
		エレベーターの設置			
		エスカレーター下スロープへの2段手すりの設置			

府道

府道正雀停車場線(千里丘交差点～千里丘駅南交差点)  
道路特定事業<大阪府(茨木土木事務所)>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(北側)・(図6-2:区間)	有効幅員2mの歩道の確保			
	縦断勾配の緩和(5～8%以下:JRガード下部)			
	横断勾配の緩和(1～2%以下)			

府道大阪高槻京都線(千里丘交差点～千里丘1東交差点)・準特定経路  
道路特定事業<大阪府(茨木土木事務所)>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(東側)・(図6-2:区間)	有効幅員2mの歩道の確保			
	縦断勾配の緩和(5～8%以下) *横断歩道接続部及び車両乗り入れ部			
	歩車道境界部の縁端構造の改良			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備			
	ベンチの撤去(バス停前付近)			
	グレーチング(溝蓋等)の破損の解消			

市道

市道千里丘三島線(千里丘駅南交差点～摂津医誠会病院前)  
道路特定事業<摂津市>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	舗装およびグレーチング(溝蓋等)の破損の解消			
	有効幅員2mの歩道の確保 *特に千里丘駅南交差点から三島幼稚園までの間			
	横断勾配の緩和(1～2%以下)			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備 *公共施設までの誘導を図る			
	阪急京都線踏切との交差点における歩行空間の改良			

市道学園町中央線(福社会館前交差点～バクの家入口)  
道路特定事業<摂津市>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備 *公共施設までの誘導を図る			

市道千里丘22号線(千里丘本通商店街)  
道路特定事業<摂津市>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			

**市道千里丘19号線(千里丘1東交差点～JR千里丘駅西口)・準特定経路  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備 *公共施設までの誘導を図る			
	段差等の解消			

**市道千里丘東3号線・64号線(地域子育て支援センター～JR千里丘駅東口)・準特定経路  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備 *公共施設までの誘導を図る			

**市道千里丘東66号線(千里丘駅南交差点～阪急京都線乙の辻踏切)・準特定経路  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-2:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備 *公共施設までの誘導を図る			

その他

**ランド水路(阪急京都線乙の辻踏切～総合福祉会館)・準特定経路  
その他<摂津市>**

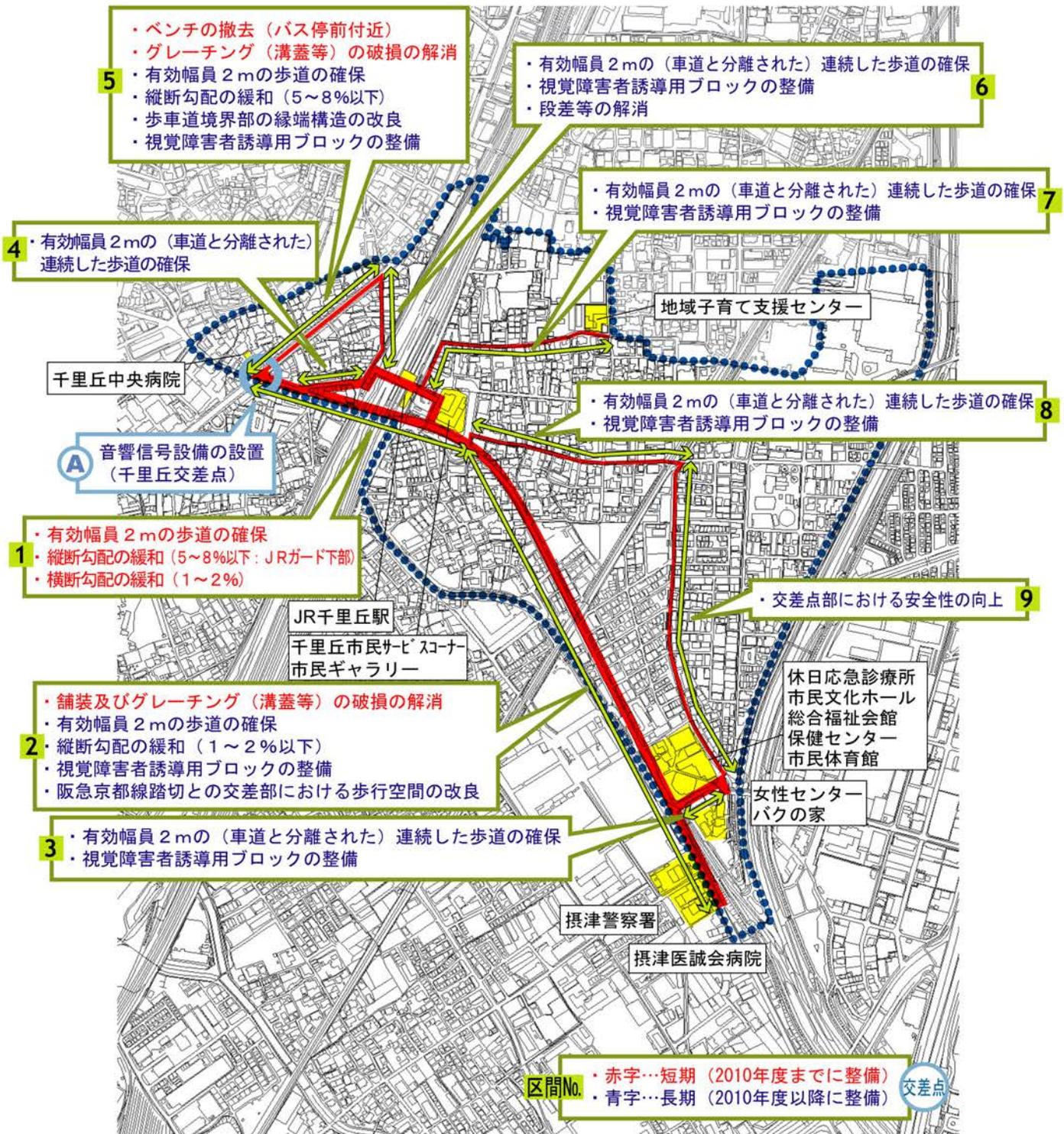
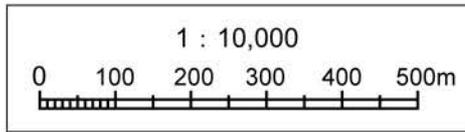
	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
遊歩道等・(図6-2:区間)	交差点部における安全性の向上			

信号・交通規制

**府道正雀停車場線(千里丘交差点～千里丘駅前交差点)  
交通安全特定事業<大阪府摂津警察署(公安委員会)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
信号機等・(図6-2:箇所A)	音響信号設備の設置(千里丘交差点)			*1

\*1:整備時期は、都市計画事業(JR千里丘ガード拡幅事業)の完成に合わせる。



凡例

	: 特定経路
	: 準特定経路
	: 重点整備地区
	: 公共公益施設

図6-2 JR千里丘駅周辺地区の特定経路等の整備区間・箇所および内容等

< 阪急正雀駅周辺地区の整備事業メニュー >

阪急正雀駅周辺地区の整備事業メニューの内容と目標時期を以下に示します。

なお、目標時期については、「短期：平成 22（2010）年度までに整備」、「長期：平成 22（2010）年度以降に整備」としています。

阪急正雀駅（駅広等を含む）

公共交通特定事業<阪急電鉄(株)>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
移動経路の円滑化等	東口スロープの基準への適合			* 1
	改札外エレベーターの設置			* 1
	改札内エレベーターの設置			* 1
	改札内エスカレーターの設置		検討中	* 1
	構内外階段の改良(2段手すり・踏み面端部の段差の明度差)			* 1
トイレの改良等(構内)	多機能型トイレの設置			* 1
	旅客トイレの改修検討			* 2
案内設備の充実	点字案内板の設置			* 1
	視覚障害者誘導用ブロックの改善			* 1
	電光式情報案内板への改良			* 1
プラットフォーム	電車とプラットフォームの段差及び隙間の改善検討		▶	* 3
施設・設備等の改良(自動券売機)	iCカードシステムの利用促進		▶	
	カウンター下部への蹴込みの確保の検討		▶	* 4
バリアフリー教育	職員に対するバリアフリー教育・研修の継続実施		▶	

\* 1:これらの施設整備には国及び地方自治体それぞれ1/3の補助を前提とする。

\* 2:移動円滑化基準に則した設備整備の検討を行う。

\* 3:現在も駅員介助による対応を行っているが、今後も長期的に改善を検討する。

\* 4:券売機の開発状況に合わせて検討する。

その他の事業<摂津市>

		整備内容	目標時期		備考
			短期	長期	
移動経路の円滑化等	東口	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	西口	駅前空間の段差解消			

府道

**府道正雀停車場線・正雀一津屋線(大阪人間科学大学前から正雀本町商店街入口交差点)  
道路特定事業<大阪府(茨木土木事務所)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(図6-3:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保			*1
	横断勾配の緩和(1~2%以下)			
	縦断勾配の緩和(5~8%以下) <small>*横断歩道接続部及び車両乗り入れ部</small>			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			
	歩車道境界部の縁端構造の改良			
	グレーチング(溝蓋等)の破損の解消			

\*1:東側(大学側)の歩道を整備。

**府道正雀一津屋線(正雀本町商店街入口交差点から正雀3丁目交差点)・準特定経路  
道路特定事業<大阪府(茨木土木事務所)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(東側)・(図6-3:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保			*1
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			
	歩車道境界部の縁端構造の改良			

\*1:有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保ができた時点で整備。

**府道正雀一津屋線(正雀3丁目交差点から市民図書館)・準特定経路  
道路特定事業<大阪府(茨木土木事務所)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(東側)・(図6-3:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保			*1
	横断勾配の緩和(1~2%以下)			
	縦断勾配の緩和(5~8%以下) <small>*横断歩道接続部及び車両乗り入れ部</small>			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			
	歩車道境界部の縁端構造の改良			
	グレーチング(溝蓋等)の破損の解消			

\*1:有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保ができた時点で整備。

市道

**市道正雀南千里丘線(阪急電鉄京都線踏切から阪急正雀駅)  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等(図6-3:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 <small>*あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保</small>			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			

**市道正雀本町7・14・41号線(阪急正雀駅から正雀市民ルーム)  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-3:区間)	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			
	歩車道境界部の縁端構造の改良			

**市道正雀本町21号線(正雀本町商店街内)  
道路特定事業<摂津市>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
歩道等・(図6-3:区間)	グレーチング(溝蓋等)の破損の解消			
	有効幅員2mの(車道と分離された)連続した歩道の確保 *あるいは歩車分離のなされた安全な歩行空間の確保			
	視覚障害者誘導用ブロックの設置			

信号・交通規制

**府道正雀停車場線・正雀一津屋線(大阪人間科学大学前から正雀本町商店街入口交差点)  
交通安全特定事業<大阪府摂津警察署(公安委員会)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
信号機等・(図6-3:箇所B)	歩行者用信号の設置(正雀交差点)			*1

\*1:音響装置なし。

**府道正雀一津屋線(正雀本町商店街入口交差点から正雀3丁目交差点)・準特定経路  
交通安全特定事業<大阪府摂津警察署(公安委員会)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
信号機等・(図6-3:箇所C)	歩行者用青時間の延長等(正雀3丁目交差点)			*1

\*1:高齢者用付加装置信号の整備による。整備は府道十三高槻線の都市計画事業完成に合わせる。

**府道正雀一津屋線(正雀3丁目交差点から市民図書館)・準特定経路  
交通安全特定事業<大阪府摂津警察署(公安委員会)>**

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
信号機等・(図6-3:箇所D)	音響信号設備の設置(市民図書館北交差点)			

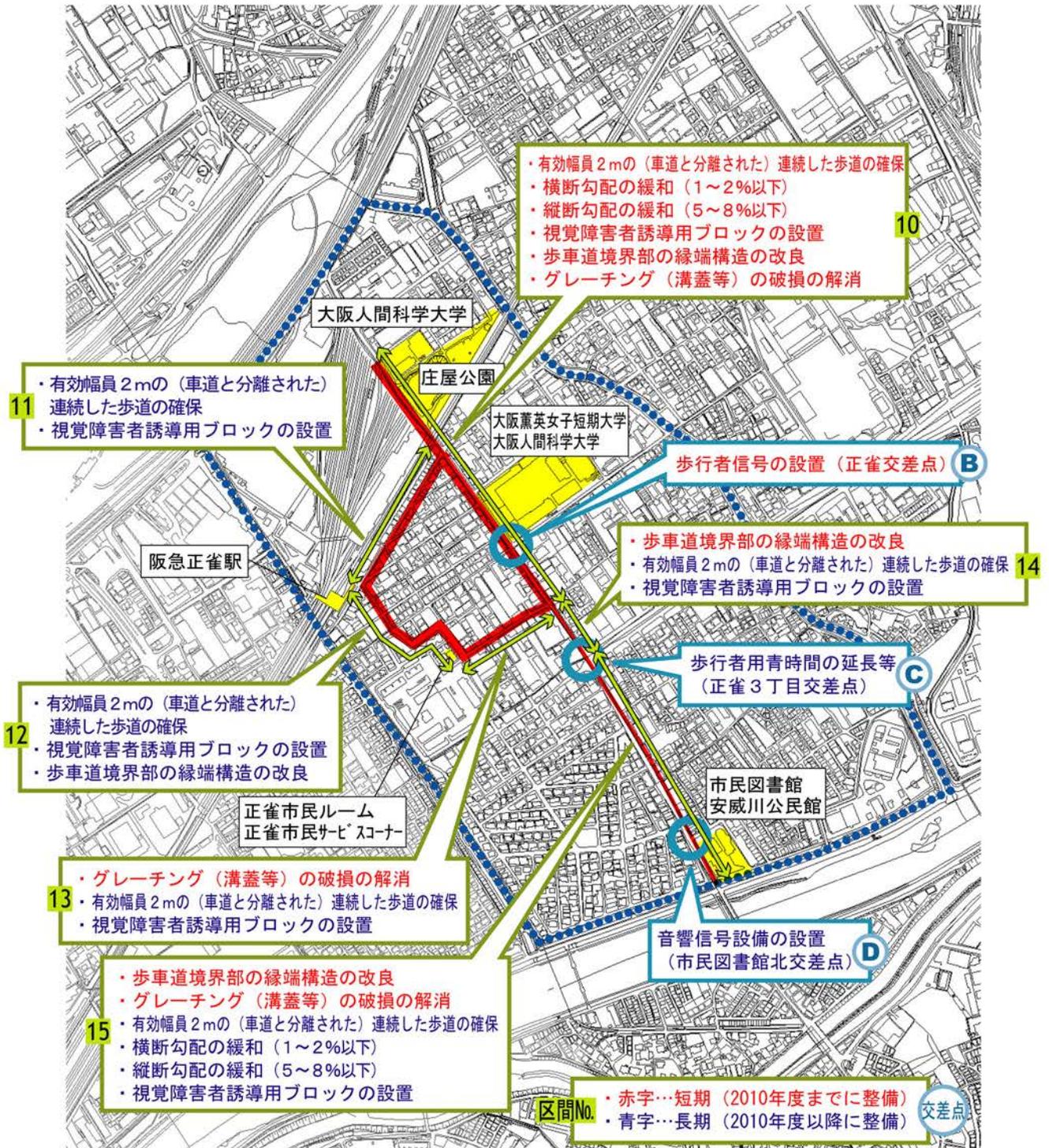
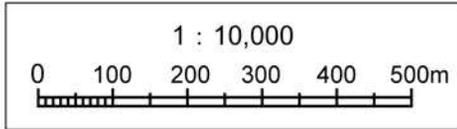


図6-3 阪急正雀駅周辺地区の特定経路等の整備区間・箇所および内容等

< 両地区共通の整備事業メニュー >

両地区共通の整備事業メニューの内容と目標時期を以下に示します。

なお、目標時期については、「短期：平成 22（2010）年度までに整備」、「長期：平成 22（2010）年度以降に整備」としています。

バス

公共交通特定事業<近鉄バス(株)、阪急バス(株)>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
バリアフリー教育	職員に対するバリアフリー教育・研修の継続実施		▶	
案内表示の改善	大きくわかりやすい字による表示			
低床車両の導入	ノンステップ(もしくはワンステップ)バスへの置換		▶	

その他

その他<摂津市・大阪府茨木土木事務所・大阪府摂津警察署の協働>

	整備内容	目標時期		備考
		短期	長期	
駅前周辺、歩道等	はみだし商品や看板等の除去		▶	
	違法駐輪の排除		▶	* 1

\* 1:用地確保の問題があり、新たな駐輪場の整備は困難である。